

# 労働安全衛生マネジメントシステム に関するガイドライン (物)

## ILO-OSH 2001

### 3.10.5. 請 負

3.10.5.1. 事業場の安全衛生の要求事項又は少なくともこれと同等のものが請負事業者及びその労働者に適用されることを確保するために、仕組みが定められ、維持されること。

3.10.5.2. 現場で作業する請負事業者についての仕組みが次のように定められること。

- (a) 請負事業者を評価し、選定するためのOSHに関する基準を含んでいること。
- (b) 作業を開始するに当たり事業場と請負事業者の適切なレベル間のコミュニケーション及び協力関係を構築すること。これには、危険有害要因を通知するための項目及び危険有害要因についての防止対策及び管理対策が含まれること。
- (c) 請負事業者の労働者がその事業場で作業中にこうむる作業に関連した負傷、不健康、職業性疾病及び事故の報告の仕組みを含めること。
- (d) 作業を開始するに当たり、また、必要であれば、作業の進行に合わせて、請負事業者の労働者に作業現場の安全衛生に関する危険有害要因についての適切な意識及び教育・訓練を提供すること。
- (e) 現場での請負事業者の活動におけるOSHの実施状況を定期的に調査すること。
- (f) 現場のOSHの手順及び仕組みが請負事業者によって守られることを確保すること。

### 3.10.4. 調 達

3.10.4.1. 次の事項が確保されるように調達の手順が定められ、維持されること。

- (a) 事業場の安全衛生の要求事項を遵守することが特記され、評価され、並びに購買及びリースの仕様に組み込まれていること。
- (b) 国内法令及び事業場のOSHの要求事項が物品及びサービスの調達以前に特定されること。
- (c) それらの使用以前に要求事項に対する適合を達成するための仕組みづくりがなされていること。